

大和市議会議員政治倫理条例（神奈川ネットワーク運動案）

（目的）

第1条 この条例は、大和市議会議員（以下「議員」という。）が市民の信頼に最大限応えるため、議員の責務、政治倫理基準、違反行為等に対する審査等について定めることにより、議員による高潔かつ公正な活動を促し、もって大和市議会基本条例（平成25年大和市条例第21号）の趣旨の実現に寄与することを目的とする。

（議員と市民の責務）

第2条 議員は、市民の負託を重んじ、自己の利益よりも公共の福祉を優先し、公人としての自覚及び責任を持って、誠実に職務を遂行しなければならない。

2 議員は、次条に規定する政治倫理基準に違反する事実又は行為があるとの疑惑を招いたときは、速やかに、及び真摯かつ誠実に、当該事実又は行為の真相を明らかにするとともに、議員としての説明責任を果たさなければならない。

3.市民は主権者であるという自覚を持ち、議員に対し、その地位による影響力を不正に行使させるような働きかけを行ってはならない。

（政治倫理基準）

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理に関する基準（以下「政治倫理基準」という。）を遵守しなければならない。

~~(1) 市民全体の代表者として、品位及び名誉を損なう行為により市民の議会に対する信頼を損ねないこと。~~

(1) その職務に関して不正の疑惑を持たれる行為をしないこと。

(2) 議員その地位を利用して、公正を害する金品の授受を行わないこと。

(3) 本市若しくは本市から当該権限を委任されたものが行う許認可等の処分若しくは行政指導又は本市（本市の出資法人（大和市自治基本条例（平成16年大和市条例第16号）第25条に規定する法人をいう。）を含む。次号及び第5号において同じ。）が締結する請負その他の契約に関し、特定の個人、企業、団体等に対して有利又は不利となる働きかけをしないこと。

(4) 本市の職員の公正な職務執行を妨げ、本市の職員の権限又は地位による影響力を不正に行使することを求める働きかけをしないこと。

(5) 本市の職員の採用、昇任、配置換えその他人事管理に対して、議員の地位による影響力を行使しないこと。~~特定の個人が有利又は不利になるよう働きかけないこと。~~

(6) 政治的若しくは道義的な批判を受けるおそれのある寄附を受け、又は政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項に規定する資金管理団体及び公職選挙法（昭和25年法律第100号）第199条の5第1項に規定する後援団体に同様の寄附を

【資料 2－2】

受けさせないこと。

- ~~(7) 議会内での地位又は議員としての地位を利用して、何人に対してもハラスメントその他人権を侵害し、又は人権を侵害するおそれのある言動をとらないこと。~~
- (7) その地位を利用して、強制、強要、圧力をかける行為、ハラスメント、差別その他の人権侵害の恐れのある行為をしないこと。
- (8) 発言又は情報発信（ウェブサイト等への意見の掲載を含む。次号において同じ。）をする場合は、他者の名誉を毀損し、又は人格を損なう一切の行為（第三者をしてこれらの行為をさせることを含む。）をしないこと。
- ~~(9) 発言又は情報発信をする場合は、事実に基づいた正確な情報提供を励行するものとし、事実と異なり、又は社会通念上適切でない情報の流布を避けるよう配慮すること。~~
- (10)⇒(9) 職務上知り得た情報を不当な目的のために使用しないこと。
- ~~(11) 互いの活動の尊重及び円滑な議会運営の観点から、定刻遵守を旨とし、やむをえず本会議又は委員会に遅刻し、又は欠席する場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第120条の規定に基づき議会が定める会議規則その他議会が定める規律に従い届出を行うこと。~~
- ~~(12) 本会議、委員会その他市議会において議長又は議長から特に権限を与えられた議員が開催する会議において電子計算機を使用する場合は、議長が別に定める基準に従うこと。~~
- (10) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団をいう。）等反社会的勢力に関与しないこと。

（政治倫理審査会の設置等）

第4条 第3条に規定する審査の請求（以下「審査請求」という。）に基づく審査を行うため、大和市議会基本条例第〇条（改正が必要）に規定する附属機関として、大和市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 市民2人以内

(2) 地方行政に関し優れた識見を有する者（弁護士、大学教授等）3人以内

3 委員は、議長が議会運営委員会の承認を得て任命する。

4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続して3任期を超えることはできない。

（審査会の会長等）

第5条 審査会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときには、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第 6 条 審査会は会長が招集する。

- 2 審査会は、委員の定数の過半数のものが出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 前項の場合においては、会長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(委員の責務)

第 7 条 委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

- 2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(審査の請求)

第 4 条⇒第 8 条 議員は、政治倫理基準に違反し、又は違反すると思料される事実又は行為（以下「違反行為等」という。）を認めたときは、当該違反行為等を証明し、又は疎明する書類を添え、~~3~~ 4 人以上の議員の連署をもって書面で議長に審査の請求をすることができる。

2 前項に規定する~~3~~ 4 人以上の議員のうち少なくとも 2 人は、異なる会派に属していなければならない。この場合において、会派に属さない議員は、その全員をもって 1 の会派とみなす。

3 大和市の選挙人名簿に登録されている者（以下「選挙権を有する市民」という。）の総数の 500 分の 1 以上の者の署名により、書面で議長に審査の請求をすることができる。

~~3~~⇒ 4 第 1 項に規定する審査の請求（以下単に「審査の請求」という。）は、違反行為等をした議員の任期中（当該違反行為等があった日の属する任期中に限る。）に行わなければならない。ただし、当該議員の任期の満了又は任期中の議会の解散（以下「任期満了等」という。）があった場合において、当該任期満了等に伴う選挙で当該議員が再選されたときは、違反行為等があった日から 3 年以内に限り、当該違反行為等についての審査の請求をすることができる。

(議会運営委員会への意見聴取~~諮問~~等)

第 5 条⇒第 9 条 議長は、審査の請求があったときは、速やかに当該審査の請求の適否について議会運営委員会に意見を求めるものとする。~~諮問しなければならない。~~

2 議長は、審査請求等が形式上の要件に適合していないときには、前項の規定による諮問をする前に、当該審査請求をおこなった者（以下「審査請求人」という。）に対し、おおむね 10 日間の期間を定めて補正を求めなければならない。

3 議長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、審査請求を却下することができる。

(1) 前項の規定により補正を命じられた者が補正に応じないとき。

(2) 前項に規定する期間内に補正がなされないとき。

4 議長は、前項の規定により却下するときは、その旨を決定し、審査請求人に対し、審査請求却下通知書により通知しなければならない。

(議会運営委員会における審査請求の審査)

第 10 条 前条第 1 項の規定による諮問を受けた議会運営委員会は、審査請求の適否について審査し、議長に答申しなければならない。

~~2 議会運営委員会は、前項の規定により意見を求められたときは、当該審査の請求が前条に規定する要件を満たすか否かを審議し、その結果を議長に報告する。この場合においては、第 8 条第 4 項の規定を準用する。~~

~~3~~⇒2 当該審査の請求をした議員（次条において「請求議員」という。）及び当該審査の請求に係る違反行為等を行った議員（以下「審査対象議員」という。）が議会運営委員会の委員である場合は、当該委員は前項の規定による審議に加わることができない。

~~（審査の請求の却下）~~⇒第 9 条へ

~~第 6 条 議長は、前条第 2 項の規定により要件を満たさないとの報告を受けたときは、当該審査の請求を却下することができる。この場合においては、請求議員及び審査対象議員に対し、その旨を通知するものとする。~~

~~2 当該審査の請求のあった日から議長が第 11 条第 1 項の規定による報告を受けるまでの間に審査対象議員が議員の職を失ったとき（任期満了等に伴う選挙で当該議員が再選されたときを除く。）も、前項と同様とする。~~

(審査請求の政治倫理審査会への付託)

第 11 条 議長は、前条の規定による答申を受けたときには、その答申を十分に参酌して、審査請求の審査を審査会へ付託するか否かの決定をしなければならない。

2 前項の規定による審査請求の審査を審査会へ付託しないことの決定は、次の各号のいずれかに該当するときに限り、することができる。

(1) 審査請求の対象となる事実が政治倫理基準に違反しないことが明らかであるとき。

(2) 審査請求の対象となる事実が過去に審査が行われた事実と実質的に同一であるとき。

(3) 審査声優の内容がこの条例の目的に適合しないとき。

3 議長は、第 1 項の規定による決定をしたときは、その旨を審査請求人に通知しなければならない。

(政治倫理審査会における審査及び調査)

第 12 条 審査会は、議長から審査を付託されたときは、当該審査請求に係る政治倫理基準違反の行為の存否について審査する。

- 2 審査会は、前項の審査を行うため、審査請求人、審査対象議員その他の関係人に対し、事情聴取、資料の提出要求その他必要な調査を行うことができる。
- 3 審査会の会議は、原則として公開する。ただし、出席委員の3分の2以上の同意があるときは、非公開とすることができる。

~~（審査会の設置等）~~

- ~~第7条 議長は、第5条第2項の規定により当該審査の請求が適当であるとの報告を受けたときは、大和市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置する。~~
- ~~2 審査会は、議長及び審査対象議員を除いた議員であって各会派から選出されたもののうちから議会運営委員会と同数の委員をもって組織する。ただし、議長及び審査対象議員を除くことその他やむを得ない事由により各会派から選出できず、又は当該数の委員をもって組織できないと認められる場合は、当該事由に係る部分に限り減員する。~~
 - ~~3 審査会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。~~
 - ~~4 審査会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長が選任される前の会議は、議長が招集する。~~
 - ~~5 委員の任期は、当該審査の請求に係る審査会を初めて開催した日から第11条第1項の規定により審査の結果を議長に報告した日又は前条第2項の規定により当該審査の請求を却下し、これを通知した日までとする。ただし、当該任期中に委員の任期満了等があった場合は当該任期満了等の日までとし、当該任期満了等に伴う選挙後に選出された委員の任期は、前任者の残任期間とする。~~
 - ~~6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。~~
 - ~~7 委員は、公平、公正かつ適切にその職務を遂行しなければならない。~~

~~（審査会の審査等）~~ ⇒ 第6条、第7条へ

- ~~第8条 審査会は、議長の諮問に応じ、違反行為等の存否について審査し、及び違反行為等を認定した場合の講ずべき措置について意見を述べるものとする~~
- ~~2 審査会は、その設置後速やかに審査を開始するものとする。~~
 - ~~3 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。~~
 - ~~4 審査会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。~~
 - ~~5 審査会の会議は、公開とする。ただし、委員長は、審査会に諮って会議の一部又は全部を非公開とすることができる。~~
 - ~~6 審査会は、審査対象議員に審査会への出席を求め、弁明の機会を与えなければならない。この場合において、審査対象議員は、弁明の趣旨を明らかにした書面を提出し、及び審査会において陳述することができる。~~
 - ~~7 審査会は、審査対象議員その他審査のために必要があると認める者に対し、事情を聴取し、資料の提出を求め、その他必要な調査を行うことができる。~~

【資料 2－2】

~~8 審査会は、審査を行うため、専門的な知識を有する者を参考人として出席させ、意見を聞くことができる。~~

~~（その他の審査会に関する事項）~~

~~第9条 前2条に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が審査会に諮って定める。~~

（審査対象議員の協力義務）

第13条 審査対象議員は、第8条第7項の規定による審査会から要求があるときは、審査に必要な資料を提出し、および会議に出席しなければならない。~~からの調査を受けたときは、誠実に協力しなければならない。~~

2 審査会は、審査対象議員が審査に協力せず、又は虚偽の報告等をしたときは、その旨を公表するものとする。

（審査対象議員の適正な手続の保障）

第14条 審査会は、審査対象議員に対し、意見陳述の機会を与えなければならない。

2 審査対象議員は、前項の意見陳述において、会長の許可を得て弁護士等の補佐人を同席させることができる。

3 審査対象議員は、審査会に対し、当該審査に関し審査会が作成し、又は収集した資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、これを拒むことができない。

（審査の終了）

第15条 審査会は、審査が終了した時あ、その新酒顔文書で議長に報告しなければならない。この場合において、審査会あ、必要と認める措置について、理由を付した文書をもって勧告することができる。

2 審査会は、審査対象議員が議員の身分を失ったときは、審査を終了する。ただし、必要と認めた場合は、審査を継続することができる。

（審査結果の報告及び通知）

第16条 議長は、審査会から審査結果の報告を受けたときは、議会運営委員会に報告するとともにその全部または一部を速やかに公表し、並びに審査請求人及び審査対象議員に通知しなければならない。

2 審査対象議員は、前項の規定による通知を受けたときには、審議結果について、当該

【資料 2－2】

通知のあった日の翌日から起算して 14 日以内に議長に対して意見書を提出することができる。

- 3 議長は、前項に規定する意見書が提出されたときは、第 1 項に規定する審査結果の報告の公表に併せて、当該意見書の全部又は一部を公表しなければならない。

~~第 11 条 審査会は、設置の日から起算して 120 日を経過する日までに審査の結果を書面により議長に報告し、及び審査対象議員に通知しなければならない。~~

(議会の措置)

第 17 条 議会は、第 15 条第 1 項の規定による韓国がされたときは、その勧告を尊重し、議会運営委員会の議決を経て、次の各号に掲げる措置を講ずることができる。

~~2 審査会は、審査対象議員の違反行為等を認定した場合は、当該審査対象議員に対し次の各号のいずれかの措置を講ずるべきかを協議し、前項に規定する審査の結果に意見として添えなければならない。~~

- (1) 議員辞職の勧告
- (2) 議会の役職停止勧告
- (3) 一定期間の出席停止勧告
- (4) 議場における謝罪要求
- (5) 警告及び政治倫理基準を遵守する旨の誓約書の提出要求

3⇒2へ 議長~~議会~~は、第 1 項の規定により審査の結果（前項の規定により意見が添えられた場合は当該意見を含む。以下「審査結果等」という。）の報告を受けたときは、速やかにその内容を審査対象議員に通知し、**市民へ公表**しなければならない。

- 3 議会は、審査会の勧告と異なる内容である措置を講じたときは、前項の規定による公表及び報告において、異なることとなった理由を示さなければならない。

(審査結果等に対する再弁明)

~~第 12 条~~⇒第 18 条へ 審査対象議員は、前条第 3 項の規定により審査結果等の通知を受けたときは、議長に対し、当該通知を受けた日の翌日から起算して 14 日以内に、当該審査結果等について書面による再弁明を行うことができる。

(審査結果等の公表)

~~第 13 条~~⇒第 19 条へ 議長は、第 11 条第 1 項の規定により審査会から審査結果等の報告を受けたときは、その内容を速やかに公表するものとする。ただし、同条第 2 項に規定する場合においては、前条に規定する期間の経過後速やかに公表するものとし、同条の規定による再弁明があったときは、その趣旨を併せて公表するものとする。

(審査対象議員に対する措置)

【資料２－２】

~~第１４条⇒~~**第 20 条へ** 議長は、第 11 条第 2 項に規定する審査会からの意見に基づき、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法で当該意見に係る措置が講じられるよう配慮しなければならない。ただし、議会又は議長が当該措置を講じようとしたときに、審査対象議員が議員の職を失っている場合は、この限りでない。

(1) 第 11 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに掲げる措置 当該審査の請求に係る審査で委員長及び委員であった議員による当該措置に係る議案の提出

(2) 第 11 条第 2 項第 4 号又は第 5 号に掲げる措置 議長による当該措置に係る指導

2 議長は、前項第 1 号に掲げる措置が講じられ、又は同項第 2 号に掲げる措置を講じたときは、その旨を公表しなければならない。

(議長の職務の代理)

~~第１５条⇒~~**第 21 条へ** 議長が違反行為等を行い、他の議員がこれに対する審査の請求を行うときは、この条例に規定する議長の職務に限り、副議長がその職務を代理するものとする。

2 議長及び副議長がともに違反行為等を行い、他の議員がこれに対する審査の請求を行うときは、この条例に規定する議長の職務に限り、仮議長がその職務を代理するものとする。

3 前項の仮議長の選出については、地方自治法第 106 条第 2 項及び第 107 条の規定を準用する。この場合において、同法第 106 条第 2 項中「仮議長」とあるのは「審査対象議員を除く議員の中から仮議長」と、同法 107 条中「年長の議員」とあるのは「審査対象議員を除く年長の議員」と読み替えるものとする。

(委任)

~~第１６条⇒~~**第 22 条へ** この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 年 月 日から施行する。

~~—(経過措置)—~~

~~2 第 4 条から第 15 条までの規定は、この条例の施行の日以後になされた違反行為等について適用する。~~

大和市議会議員政治倫理条例（修文案）

（目的）

第1条 この条例は、大和市議会議員（以下「議員」という。）が市民の信頼に最大限応えるため、議員の責務、政治倫理基準、違反行為等に対する審査等について定めることにより、議員による高潔かつ公正な活動を促し、もって大和市議会基本条例（平成25年大和市条例第21号）の趣旨の実現に寄与することを目的とする。

（議員と市民の責務）

第2条 議員は、市民の負託を重んじ、自己の利益よりも公共の福祉を優先し、公人としての自覚及び責任を持って、誠実に職務を遂行しなければならない。

2 議員は、次条に規定する政治倫理基準に違反する事実又は行為があるとの疑惑を招いたときは、速やかに、及び真摯かつ誠実に、当該事実又は行為の真相を明らかにするとともに、議員としての説明責任を果たさなければならない。

3.市民は主権者であるという自覚を持ち、議員に対し、その地位による影響力を不正に行使させるような働きかけを行ってはならない。

（政治倫理基準）

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理に関する基準（以下「政治倫理基準」という。）を遵守しなければならない。

- (1) その職務に関して不正の疑惑を持たれる行為をしないこと。
- (2) 議員その地位を利用して、公正を害する金品の授受を行わないこと。
- (3) 本市若しくは本市から当該権限を委任されたものが行う許認可等の処分若しくは行政指導又は本市（本市の出資法人（大和市自治基本条例（平成16年大和市条例第16号）第25条に規定する法人をいう。）を含む。次号及び第5号において同じ。）が締結する請負その他の契約に関し、特定の個人、企業、団体等に対して有利又は不利となる働きかけをしないこと。
- (4) 本市の職員の公正な職務執行を妨げ、本市の職員の権限又は地位による影響力を不正に行使することを求める働きかけをしないこと。
- (5) 本市の職員の採用、昇任、配置換えその他人事管理に対して、議員特定の個人が有利又は不利になるよう働きかけないこと。
- (6) 政治的若しくは道義的な批判を受けるおそれのある寄附を受け、又は政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項に規定する資金管理団体及び公職選挙法（昭和25年法律第100号）第199条の5第1項に規定する後援団体に同様の寄附を受けさせないこと。
- (7) その地位を利用して、強制、強要、圧力をかける行為、ハラスメント、差別その他の

人権侵害の恐れのある行為をしないこと。

- (8) 発言又は情報発信（ウェブサイト等への意見の掲載を含む。）をする場合は、他者の名誉を毀損し、又は人格を損なう一切の行為（第三者をしてこれらの行為をさせることを含む。）をしないこと。
- (9) 職務上知り得た情報を不当な目的のために使用しないこと。
- (10) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団をいう。）等反社会的勢力に関与しないこと。

（政治倫理審査会の設置等）

第 4 条 第 3 条に規定する審査の請求（以下「審査請求」という。）に基づく審査を行うため、大和市議会基本条例第〇条（改正が必要）に規定する附属機関として、大和市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 市民 2 人以内

(2) 地方行政に関し優れた識見を有する者（弁護士、大学教授等） 3 人以内

3 委員は、議長が議会運営委員会の承認を得て任命する。

4 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、連続して 3 任期を超えることはできない。

（審査会の会長等）

第 5 条 審査会に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときには、その職務を代理する。

（審査会の会議）

第 6 条 審査会は会長が招集する。

2 審査会は、委員の定数の過半数のものが出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 前項の場合においては、会長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

（委員の責務）

第 7 条 委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

- 2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(審査の請求)

- 第 8 条** 議員は、政治倫理基準に違反し、又は違反すると思料される事実又は行為（以下「違反行為等」という。）を認めたときは、当該違反行為等を証明し、又は疎明する書類を添え、**4** 人以上の議員の連署をもって書面で議長に審査の請求をすることができる。
- 2 前項に規定する **4** 人以上の議員は、異なる会派に属していなければならない。この場合において、会派に属さない議員は、その全員をもって 1 の会派とみなす。
- 3** 大和市の選挙人名簿に登録されている者（以下「選挙権を有する市民」という。）の総数の **500** 分の 1 以上の者の署名により、書面で議長に審査の請求をすることができる。
- 4** 第 1 項に規定する審査の請求（以下単に「審査の請求」という。）は、違反行為等をした議員の任期中（当該違反行為等があった日の属する任期中に限る。）に行わなければならない。ただし、当該議員の任期の満了又は任期中の議会の解散（以下「任期満了等」という。）があった場合において、当該任期満了等に伴う選挙で当該議員が再選されたときは、違反行為等があった日から 3 年以内に限り、当該違反行為等についての審査の請求をすることができる。

(議会運営委員会への諮問等)

- 第 9 条** 議長は、審査の請求があったときは、速やかに当該審査の請求の適否について議会運営委員会に諮問しなければならない。
- 2 議長は、審査請求等が形式上の要件に適合していないときには、前項の規定による諮問をする前に、当該審査請求をおこなった者（以下「審査請求人」という。）に対し、おおむね **10** 日間の期間を定めて補正を求めなければならない。
- 3 議長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、審査請求を却下することができる。
- (1) 前項の規定により補正を命じられた者が補正に応じないとき。
- (2) 前項に規定する期間内に補正がなされないとき。
- 4 議長は、前項の規定により却下するときは、その旨を決定し、審査請求人に対し、審査請求却下通知書により通知しなければならない。

(議会運営委員会における審査請求の審査)

- 第 10 条** 前条第 1 項の規定による諮問を受けた議会運営委員会は、審査請求の適否について審査し、議長に答申しなければならない。
- 2 当該審査の請求をした議員（次条において「請求議員」という。）及び当該審査の請求に係る違反行為等を行った議員（以下「審査対象議員」という。）が議会運営委員会の委員である場合は、当該委員は前項の規定による審議に加わることはできない。

(審査請求の政治倫理審査会への付託)

第 11 条 議長は、前条の規定による答申を受けたときには、その答申を十分に参酌して、審査請求の審査を審査会へ付託するか否かの決定をしなければならない。

2 前項の規定による審査請求の審査を審査会へ付託しないことの決定は、次の各号のいずれかに該当するときに限り、することができる。

- (1) 審査請求の対象となる事実が政治倫理基準に違反しないことが明らかであるとき。
- (2) 審査請求の対象となる事実が過去に審査が行われた事実と実質的に同一であるとき。
- (3) 審査声優の内容がこの条例の目的に適合しないとき。

3 議長は、第 1 項の規定による決定をしたときは、その旨を審査請求人に通知しなければならない。

(政治倫理審査会における審査及び調査)

第 12 条 審査会は、議長から審査を付託されたときは、当該審査請求に係る政治倫理基準違反の行為の存否について審査する。

2 審査会は、前項の審査を行うため、審査請求人、審査対象議員その他の関係人に対し、事情聴取、資料の提出要求その他必要な調査を行うことができる。

3 審査会の会議は、原則として公開する。ただし、出席委員の 3 分の 2 以上の同意があるときは、非公開とすることができる。

(審査対象議員の協力義務)

第 13 条 審査対象議員は、審査会から要求があるときは、審査に必要な資料を提出し、および会議に出席しなければならない。

2 審査会は、審査対象議員が審査に協力せず、又は虚偽の報告等をしたときは、その旨を公表するものとする。

(審査対象議員の適正な手続の保障)

第 14 条 審査会は、審査対象議員に対し、意見陳述の機会を与えなければならない。

2 審査対象議員は、前項の意見陳述において、会長の許可を得て弁護士等の補佐人を同席させることができる。

3 審査対象議員は、審査会に対し、当該審査に関し審査会が作成し、又は収集した資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、これを拒むことができない。

(審査の終了)

第 15 条 審査会は、審査が終了した時あ、その新酒顔文書で議長に報告しなければならない。この場合において、審査会あ、必要と認める措置について、理由を付した文書をもって勧告することができる。

- 2 審査会は、審査対象議員が議員の身分を失ったときは、審査を終了する。ただし、必要と認めた場合は、審査を継続することができる。

(審査結果の報告及び通知)

第 16 条 議長は、審査会から審査結果の報告を受けたときは、議会運営委員会に報告するとともにその全部または一部を速やかに公表し、並びに審査請求人及び審査対象議員に通知しなければならない。

- 2 審査対象議員は、前項の規定による通知を受けたときには、審議結果について、当該通知のあった日の翌日から起算して 14 日以内に議長に対して意見書を提出することができる。
- 3 議長は、前項に規定する意見書が提出されたときは、第 1 項に規定する審査結果の報告の公表に併せて、当該意見書の全部又は一部を公表しなければならない。

(議会の措置)

第 17 条 議会は、第 15 条第 1 項の規定による韓国がされたときは、その勧告を尊重し、議会運営委員会の議決を経て、次の各号に掲げる措置を講ずることができる。

- (1) 議員辞職の勧告
- (2) 議会の役職停止勧告
- (3) 一定期間の出席停止勧告
- (4) 議場における謝罪要求
- (5) 警告及び政治倫理基準を遵守する旨の誓約書の提出要求

- 2 議会は、第 1 項の規定により審査の結果（前項の規定により意見が添えられた場合は当該意見を含む。以下「審査結果等」という。）の報告を受けたときは、速やかにその内容を審査対象議員に通知し、市民へ公表しなければならない。

- 3 議会は、審査会の勧告と異なる内容である措置を講じたときは、前項の規定による公表及び報告において、異なることとなった理由を示さなければならない。

(審査結果等に対する再弁明)

第 18 条 審査対象議員は、前条第 3 項の規定により審査結果等の通知を受けたときは、議長に対し、当該通知を受けた日の翌日から起算して 14 日以内に、当該審査結果等について書面による再弁明を行うことができる。

(審査結果等の公表)

【資料 2－2】

第 19 条 議長は、第 11 条第 1 項の規定により審査会から審査結果等の報告を受けたときは、その内容を速やかに公表するものとする。ただし、同条第 2 項に規定する場合においては、前条に規定する期間の経過後速やかに公表するものとし、同条の規定による再弁明があったときは、その趣旨を併せて公表するものとする。

(審査対象議員に対する措置)

第 20 条 議長は、第 11 条第 2 項に規定する審査会からの意見に基づき、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法で当該意見に係る措置が講じられるよう配慮しなければならない。ただし、議会又は議長が当該措置を講じようとしたときに、審査対象議員が議員の職を失っている場合は、この限りでない。

(1) 第 11 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに掲げる措置 当該審査の請求に係る審査で委員長及び委員であった議員による当該措置に係る議案の提出

(2) 第 11 条第 2 項第 4 号又は第 5 号に掲げる措置 議長による当該措置に係る指導

2 議長は、前項第 1 号に掲げる措置が講じられ、又は同項第 2 号に掲げる措置を講じたときは、その旨を公表しなければならない。

(議長の職務の代理)

第 21 条 議長が違反行為等を行い、他の議員がこれに対する審査の請求を行うときは、この条例に規定する議長の職務に限り、副議長がその職務を代理するものとする。

2 議長及び副議長がともに違反行為等を行い、他の議員がこれに対する審査の請求を行うときは、この条例に規定する議長の職務に限り、仮議長がその職務を代理するものとする。

3 前項の仮議長の選出については、地方自治法第 106 条第 2 項及び第 107 条の規定を準用する。この場合において、同法第 106 条第 2 項中「仮議長」とあるのは「審査対象議員を除く議員の中から仮議長」と、同法 107 条中「年長の議員」とあるのは「審査対象議員を除く年長の議員」と読み替えるものとする。

(委任)

第 22 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 年 月 日から施行する。

大和市議会議員政治倫理条例（虹の会案） 修正提案 Ver2

※ 赤字：修正箇所・新設条文・削除注記

（目的）

第1条 この条例は、大和市議会議員（以下「議員」という。）が市民の信頼に応えるため、議員の政治倫理に関する基準を定め、**もって議員活動の公正性を確保することを目的とする。**

【当初案からの変更】 当初案は「大和市議会基本条例第5条の規定に基づき」「高潔かつ公正な活動を行い、市民の信頼に応えることを目的とする」と規定していた。目的が抽象的で広範なまま審査権限の根拠とされると濫用の口実となりうるため、目的を「議員活動の公正性の確保」に限定し、条例の射程を明確にした。

（議員の責務）

第2条 議員は、市民の負託を重んじ、自己の利益よりも公共の福祉を優先し、公人としての自覚及び責任を持って、誠実に職務を遂行しなければならない。

2 議員は、次条に規定する政治倫理基準に違反する疑惑を招いたときは、真摯かつ誠実に事実を明らかにし、説明責任を果たすよう努めなければならない。

【当初案からの変更】 当初案は「速やかに、及び真摯かつ誠実に」「説明責任を果たさなければならない」と規定していた。「速やかに」という要件を削除し、義務から努力義務に改めた。説明責任の内容・方法は多様であり、過度な義務化は適正手続に反するおそれがある。

3 議員は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）又は公職選挙法（昭和25年法律第100号）に違反する行為を行ったとの疑惑を招いたときは、前項の規定によるほか、当該疑惑の内容及び自己の見解を市民に対して公表するよう努めなければならない。

【当初案からの変更（新設）】 当初案にない新設規定。政治資金の不記載・裏金問題、領収書の不適切発行等を念頭に、政治資金規正法・公職選挙法違反の疑惑が生じた場合の公表努力義務を独立した項として新設した。（「速やかに」「果たさなければならない」→「努めなければならない」：説明責任の内容は多様であり、義務の過度な強制は適正手続に反するおそれ。）

（政治倫理基準）

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。**ただし、本条の各号は、地方自**

治法その他法令により議員に付与された権限の適正な行使を妨げるものと解釈してはならない。

【当初案からの変更（新設）】 当初案にないただし書き。地方自治法その他法令により議員に付与された権限の適正な行使及び住民陳情対応等の正当な議員としての役割が本条各号に抵触しないことを明示した。あわせて市民からの個別相談に基づく行政手続への同行・情報提供・権利擁護支援（市民伴走支援）を本条各号の禁止対象から除外する定義規定を設けた。

(1) 市民全体の代表者として、品位及び名誉を著しく損なう行為により市民の議会に対する信頼を損ねないこと。

【当初案からの変更】 「著しく」を追加：単なる批判・論争・主張と倫理違反を区別するための限定。当初案の「品位及び名誉を損なう行為」に「著しく」を加えた。

(2) 議員の地位を利用して、公正を害する金品の授受を行わないこと。

(3) 議員の地位を不正に利用して、本市若しくは本市から当該権限を委任されたものが行う許認可等の処分若しくは行政指導又は本市（本市の出資法人を含む。）が締結する請負その他の契約に関し、特定の個人、企業、団体等に対して違法又は不当に有利又は不利となる働きかけをしないこと。ただし、市民からの個別相談に基づく市民伴走支援（第3条柱書ただし書において定義する。）はこの限りでない。

【当初案からの変更】 当初案は「本市が行う許認可等の処分若しくは行政指導又は請負その他の契約に関し、特定の個人、企業、団体等に対して有利又は不利となる働きかけをしないこと」と広範に規定していた。正当な行政監視・住民陳情対応・市民伴走支援まで萎縮させるおそれがあったため、禁止対象を「私的利益を図る目的での働きかけ」に限定し、「違法又は不当に」という要件を追加した。また市民伴走支援を号末ただし書きで明示除外した。

(4) 本市の職員の公正な職務執行を妨げ、本市の職員の権限又は地位による影響力を不正に行使することを求める働きかけをしないこと。

(5) 本市の職員の採用、昇任、配置換えその他人事管理に対して、議員の地位による影響力を不当に行使しないこと。

【当初案からの変更】 「不当に」を追加：当初案の「議員の地位による影響力を行使しないこと」に「不当に」を加え、正当な問い合わせや議会の人事監視機能まで封じないよう限定した。

(6) 政治的若しくは道義的な批判を受けるおそれのある寄附を受け、又は政治資金規正法第19条第2項に規定する資金管理団体及び公職選挙法第199条の5第1項に規定する後援団体に同様の寄附を受けさせないこと。また、政治資金規正法に定める収支報告書に収入及び支出を正確に記載し、同法に定める領収書を適正に発行すること。

【当初案からの変更】 当初案の(6)号は寄附に関する規定にとどまっていた。政治資金の不記載・裏金化・領収書の不適切発行といった問題に対応するため、収支報告書への正確な記載と領収書の適正発行を

追記した。

【当初案からの変更（削除）】 当初案(7)号「議会内での地位及び議員としての地位を利用して、何人に対してもハラスメントその他人権を侵害し、又は人権を侵害するおそれのある言動をとらないこと」を削除した。大和市には議員を対象に含むハラスメント防止条例が既に存在しており当該条例の規律に委ねれば足りる。また「人権を侵害するおそれのある言動」という広範かつ不明確な基準が倫理審査の対象となると濫用リスクが高い。

(7)（新設号） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 3 条の規定による指定を受けた暴力団、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条の規定による観察処分を受けた団体、宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 81 条の規定による解散命令が確定した法人、及びこれらの役職員又は構成員が実質的に支配し、若しくは運営する団体（以下「特定団体」という。）に対し、次に掲げる行為を行わないこと。ア 選挙における支援の要請又は受入れ イ 推薦状、祝辞その他これらに準ずる文書の提供 ウ 政策協定への署名又は同意 エ 当該団体の役員への就任

【当初案からの変更（新設）】 当初案にない新設規定。旧統一教会・関連団体との政治家の癒着問題及び暴力団との関係遮断を念頭に設けた。特定団体の定義は既存法令上の処分・指定（暴力団対策法・オウム新法・宗教法人法）に根拠を置き、関連団体も含めることで迂回的関係を遮断する。

【当初案からの変更（削除）】 当初案(8)号「発言又は情報発信をする場合は、公人としての自覚及び責任をもって、他者の名誉を毀損し、又は人格を損なう一切の行為をしないこと」を削除した。名誉毀損は刑法及び民法上の不法行為として既に規律されており、条例で重ねて審査対象とすることは議員の発言・批判活動を萎縮させる。

【当初案からの変更（削除）】 当初案(9)号「事実に基づいた正確な情報を提供し、事実と異なる情報又は社会通念上適切でない情報の流布を避けるよう配慮すること」を削除した。「正確」「社会通念上適切」の判断は主観的・政治的に恣意的な運用が容易であり、憲法 21 条（表現の自由）及び明確性の原則に抵触するおそれが高い。

(8) 職務上知り得た情報を不当な目的のために使用しないこと。

【当初案からの変更】 当初案の(10)号「職務上知り得た情報を不当な目的のために使用しないこと」を、(7)(8)(9)(11)(12)号の削除に伴い(8)号に繰り上げた。内容は当初案と同じ。

【資料 2－2】

【当初案からの変更（削除）】 当初案(11)号「定められた時間を守り、やむをえず会議に遅刻し、又は欠席する場合は会議規則に従い届出を行うこと」を削除した。出欠管理・会議規律は地方自治法第 120 条に基づく会議規則に委ねるべき事項であり、倫理審査の対象とすることは均衡を欠く。

【当初案からの変更（削除）】 当初案(12)号「議長が貸与するタブレット型コンピュータ端末機器の使用について議長が別に定めた場合は当該定めに従うこと」を削除した。議長の別定事項への服従を政治倫理基準として倫理審査の対象とすることは議長への権限集中を招き、議員の独立性を損なう。

（審査の請求）

第 4 条 議員は、政治倫理基準に違反し、又は違反すると思料される事実又は行為（以下「違反行為等」という。）を認めたときは、当該違反行為等を証明し、又は疎明する書類を添え、3 人以上の議員の連署をもって書面で議長に審査の請求をすることができる。

2 前項に規定する 3 人以上の議員のうち少なくとも 2 人は、異なる会派に属していなければならない。この場合において、会派に属さない議員は、その全員をもって 1 の会派とみなす。

3 第 1 項の審査の請求は、違反行為等をした議員の任期中（当該違反行為等があった日の属する任期中に限る。）に行わなければならない。ただし、任期満了等に伴う選挙で当該議員が再選されたときは、違反行為等があった日から 3 年以内に限り請求することができる。

（濫用防止）

第 4 条の 2（新設） 審査の請求は、不当な目的（特定の議員を政治的に攻撃し、若しくは個人として誹謗する目的、又はこれらに準ずる目的をいう。）をもってすることが明らかな場合は、これを認めてはならない。

【当初案からの変更（新設）】 当初案に濫用防止規定がなかったため新設した。不当な目的による請求の禁止（1 項）、議運による審査・議長による却下（2 項）、審査途中での中止と公表（3 項）、同一事実の重複請求禁止（4 項）の 4 項構成とした。

2 議長は、審査の請求が前項に該当すると議会運営委員会が認定したときは、当該請求を却下しなければならない。

3 審査会は、審査の途中において第 1 項に規定する不当な目的をもってすることが明らかになったときは、審査を中止し、その旨を議長に報告しなければならない。議長は、当該報告を受けたときは、当該審査の請求を却下し、請求議員及び審査対象議員に通知するとともに、中止の事実及びその理由を市議会ホームページその他の方法により公表しなければならない。

【当初案からの変更（新設）】 当初案にない新設規定。審査開始後に不当な目的が明らかになった場合を

【資料 2－2】

想定し、審査会が中止を判断する規定を設けた。中止の事実及び理由の公表を義務付け、市民への説明責任と濫用抑止効果を確保した。

4 同一の事実又は行為を理由とする審査の請求は、一回限りとする。ただし、新たな事実が判明したときはこの限りでない。

（議会運営委員会への意見聴取等）

第5条 議長は、審査の請求があったときは、速やかに当該審査の請求の適否について議会運営委員会に意見を求めるものとする。

2 議会運営委員会は、前項の規定により意見を求められたときは、当該審査の請求が前条及び第4条の2に規定する要件を満たすか否かを審議し、その結果を議長に報告する。この場合においては、第8条第4項の規定を準用する。

3 請求議員及び審査対象議員が議会運営委員会の委員である場合は、当該委員は前項の審議に加わることができない。

（審査の請求の却下）

第6条 議長は、前条第2項の規定により要件を満たさないとの報告を受けたときは、当該審査の請求を却下することができる。この場合においては、請求議員及び審査対象議員に対し、その旨を通知するものとする。

2 審査対象議員が審査途中で議員の職を失ったとき（任期満了等に伴う再選の場合を除く。）も、前項と同様とする。

（審査会の設置等）

第7条 議長は、第5条第2項の規定により当該審査の請求が適当であるとの報告を受けたときは、大和市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、議長及び審査対象議員を除いた議員であって各会派から選出されたもののうちから議会運営委員会と同数の委員をもって組織する。ただし、やむを得ない事由があるときは減員することができる。

3 審査会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 審査会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長が選任される前の会議は、議長が招集する。

5 委員の任期は、当該審査の請求に係る審査会を初めて開催した日から第11条第1項の規定により審査の結果を議長に報告した日又は前条第2項の規定により当該審査の請求を却下し、これを通知した日までとする。ただし、当該任期中に委員の任期満了等があった場合は当該任期満了等の日までとし、

当該任期満了等に伴う選挙後に選出された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

7 委員は、公平、公正かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

（審査会の審査等）

第 8 条 審査会は、議長の諮問に応じ、違反行為等の存否について審査し、及び違反行為等を認定した場合の講ずべき措置について意見を述べるものとする。

2 審査会は、その設置後速やかに審査を開始するものとする。

3 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審査会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 審査会の会議は、公開とする。ただし、委員長は、審査会に諮って会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

6 審査会は、審査対象議員に審査会への出席を求め、弁明の機会を与えなければならない。この場合において、審査対象議員は、弁明の趣旨を明らかにした書面を提出し、及び審査会において陳述することができる。また、審査対象議員は、自己の費用において代理人（弁護士に限る。）を選任し、審査会に出席させることができる。

【当初案からの変更（追加）】 当初案にない規定。適正手続（憲法 31 条）の要請として、不利益処分を受けうる当事者に法的代理の機会を保障する。

7 審査会は、審査対象議員その他審査のために必要があると認める者に対し、事情を聴取し、資料の提出を求め、その他必要な調査を行うことができる。

8 審査会は、審査を行うため、専門的な知識を有する者を参考人として出席させ、意見を聞くことができる。この場合において、弁護士その他法律に関する専門的な知識を有する者（以下「法律専門家」という。）を参考人として招致したときは、当該参考人は第 9 条に規定する法的適合性意見を述べることができる。

【当初案からの変更】 当初案の任意規定を維持した。法律専門家が参考人として招致された場合に第 9 項の法的適合性意見と連携できる旨を追記した。

9（新設） 審査会は、審査の結論を決する前に、本件審査と利害関係を有せず、かつ大和市、大和市議会及び審査関係議員と継続的な関係を有しない弁護士のうちから、弁護士会の推薦を受けて審査会が選任した者（以下「法律専門家」という。第 8 項の規定により法律専門家を参考人として招致しているときは当該者としてすることができる。）から、審査に係る事実認定及び法的評価が法令に適合するか否かについて書面による意見（以下「法的適合性意見」という。）を求めなければならない。2 審査会は、法律専門家に対し、審査において収集したすべての資料及び審査対象議員の弁明書その他審査に係

【資料 2－2】

る一切の記録を提供しなければならない。3 法律専門家は、法的適合性意見を述べるために必要と認める資料の提供を審査会に求めることができる。審査会は、正当な理由がなければこれを拒否してはならない。4 審査会は、前2項の法的適合性意見を踏まえた上で、審査の結論について最終的な意思決定を行わなければならない。5 法的適合性意見は、審査結果とともに議長への報告書に添付し、かつ公表しなければならない。

【当初案からの変更（新設）】 当初案にない新設規定。審査の結論を決する前に法律専門家から法的適合性意見を書面で取得することを義務付けた。法律専門家の選任は弁護士会推薦を要件とし、本件審査・大和市・大和市議会・審査関係議員と継続的な関係を有しない者に限定することで選任の公正性を担保した。審査会の資料提供義務（2項）と法律専門家の追加資料請求権（3項）を設け、偏った情報に基づく意見を防止する。最終判断は審査会が行い、意見は公表を義務付ける。

（その他の審査会に関する事項）

第9条 前2条に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が審査会に諮って定める。

（議員の協力義務）

第10条 議員は、第8条第7項の規定による審査会からの調査を受けたときは、誠実に協力しなければならない。

（審査結果の報告及び通知）

第11条 審査会は、設置の日から起算して120日（第8条第9項の規定による法的適合性意見の提出・再検討に要する期間を含む。）を経過する日までに審査の結果を書面により議長に報告し、及び審査対象議員に通知しなければならない。

【当初案と同じ】 120日の審査期間を維持した。

2 審査会は、審査対象議員の違反行為等を認定した場合は、次の各号のいずれかの措置を協議し、意見を付さなければならない。

- (1) 議員辞職の勧告
- (2) 議会の役職停止勧告
- (3) 一定期間の出席停止勧告
- (4) 議場における謝罪要求

(5) 警告及び誓約書の提出要求

3 議長は、第1項の規定による審査結果（第2項の意見を含む。以下「審査結果等」という。）の報告を受けたときは、速やかにその内容を審査対象議員に通知しなければならない。

(審査結果等に対する再弁明)

第12条 審査対象議員は、前条第3項の規定により審査結果等の通知を受けたときは、議長に対し、当該通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に、書面による再弁明を行うことができる。

(審査結果等の公表)

第13条 議長は、第11条第1項の規定により審査会から審査結果等の報告を受けたときは、その内容を速やかに公表するものとする。ただし、同条第2項に規定する場合においては、第12条に規定する再弁明期間の経過後速やかに公表するものとし、再弁明があったときはその趣旨を併せて公表するものとする。2 前項の公表にあたっては、審査対象議員の名誉及びプライバシーに配慮し、公表の内容及び方法について個別具体の事案ごとに慎重に検討しなければならない。

【当初案からの変更（追加）】 公表義務に加え、個別事案ごとの慎重な検討義務を2項として追加した。過去の判例において審査結果の広範な公表が名誉毀損として損害賠償請求に発展した事例があることを踏まえ、審査対象議員の名誉・プライバシーへの配慮を明記した。また、第8条第9項第3項の規定による法的適合性意見についても、あわせて公表しなければならない。（法律専門家の意見を必ず公表することで、審査結果の透明性・検証可能性を確保する。）

(審査対象議員に対する措置)

第14条 議長は、第11条第2項に規定する審査会からの意見に基づき、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法で措置が講じられるよう配慮しなければならない。ただし、審査対象議員が議員の職を失っているときは、この限りでない。

(1) 第11条第2項第1号から第3号までに掲げる措置 当該審査の請求に係る審査で委員長及び委員であった議員による当該措置に係る議案の提出

(2) 第11条第2項第4号又は第5号に掲げる措置 議長による当該措置に係る指導

2 議長は、前項各号に掲げる措置が講じられ、又は講じたときは、その旨を公表しなければならない。

(議長の職務の代理)

第15条 議長が違反行為等を行い、他の議員がこれに対する審査の請求を行うときは、この条例に規

【資料 2－2】

定する議長の職務に限り、副議長がその職務を代理するものとする。ただし、副議長が当該審査の請求に係る利害関係人であるときは、議会運営委員会の議決により選出された議員がその職務を代理するものとする。

【当初案からの変更（追加）】 当初案は副議長が無条件に代理するとしていた。副議長が利害関係人となる場合の例外規定を追加し、その場合は代表者会での事前協議を経た上で議会運営委員会の議決により代理者を選出する運用を想定している。

2 議長及び副議長がともに違反行為等を行い、他の議員がこれに対する審査の請求を行うときは、この条例に規定する議長の職務に限り、仮議長がその職務を代理するものとする。

3 前項の仮議長の選出については、地方自治法第106条第2項及び第107条の規定を準用する。この場合において、同法第106条第2項中「仮議長」とあるのは「審査対象議員を除く議員の中から仮議長」と、同法第107条中「年長の議員」とあるのは「審査対象議員を除く年長の議員」と読み替えるものとする。ただし、年長の議員が当該審査の請求に係る利害関係人であるときは、次に年長の議員がこれに当たるものとする。

【当初案からの変更（追加）】 当初案の準用規定を維持しつつ、年長議員が利害関係人である場合の次順位規定を追加した。代理者選考にあたっては代表者会での事前協議を経た上で議会運営委員会で正式決定する運用が望ましい。

（委任）

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 年 月 日から施行する。

（経過措置）

2 第4条から第15条までの規定は、この条例の施行の日以後になされた違反行為等について適用する。

【修正の総括的理由】

1. 地方自治法上の議員権限との整合

地方自治法は議員に行政監視・住民代表・調査請求・発言の自由等を付与している。条例はこれを補

完するものであり、法律上の権限を実質的に剥奪・萎縮させることは許されない。旧(3)～(5)号の「働きかけ禁止」は正当な行政監視活動と区別が困難なため「不正・違法・不当」という限定を付した。

2. 表現の自由・政治活動の自由との抵触回避（憲法 21 条）

旧(8)(9)号は議員の発言・情報発信を倫理審査の対象とするものであり、憲法 21 条と正面から抵触する。「名誉毀損」は刑法・民法で規律済み。「情報の正確性・適切性」の判断は恣意的で濫用リスクが最大であり、明確性の原則（憲法 31 条）にも抵触する。

3. 参考人制度を活用した法的チェックの二段構え

①審査中：法律専門家を参考人として必須招致・意見聴取（地方自治法 109 条 8 項の参考人制度を活用。附属機関の設置根拠問題を生じさせない）。

②決定後：審査結果について法律専門家から法的適合性意見を書面で取得し、問題があれば再検討を義務付け、意見を公表する。

この二段構えにより、外部専門家を「委員」に加えることなく実質的な法的歯止めを制度化する。

4. 濫用防止の制度化

目的要件・虚偽請求への制裁・重複禁止・懲罰との峻別を明記。審査請求制度が政治的対立の道具となることを防ぐ。

5. 適正手続の保障（憲法 31 条）

代理人（弁護士）選任権の明記、外部不服申立て手続の明示、法的適合性意見の公表義務により、被審査議員の権利保護と手続の透明性を確保する。

政治倫理条例制定に係る参考判例集（虹の会）

議会内処分・政治倫理審査と司法審査をめぐる判例の整理

大和市議会 政治倫理条例検討委員会 資料

【判例 1】最大判昭和 35 年 10 月 19 日（山北村議員除名事件）

裁判所・日付	最高裁判所大法廷 昭和 35 年 10 月 19 日	 裁判所 DB 判例検索
事件の種類	地方議会議員に対する懲罰（除名処分）取消請求	
結 論	除名処分は司法審査の対象。出席停止等の軽微な懲罰は対象外（部分社会の法理）	
参照法令	地方自治法 135 条、憲法 32 条	

■ 判旨の要点

地方議会は「部分社会」を形成し、内部規律に関する事項は原則として司法審査の対象外とする（部分社会の法理）。ただし、議員を議会から排除する除名処分は「一般市民法秩序と直接の関係を有する」重大な権利侵害であり、例外的に司法審査の対象となる。

出席停止・戒告・陳謝などの軽微な懲罰は司法審査が及ばないとした。本判決が約 60 年間にわたり地方議会の自律権の根拠とされた。

■ 政治倫理条例との関連

本判決の「部分社会の法理」は、政倫審の勧告・決定も司法審査が及ばないと解する根拠とされてきた。しかし判例 2（令和 2 年判決）によりこの法理は大きく修正された。

【判例 2】最大判令和 2 年 11 月 25 日（岩沼市議員出席停止事件）★判例変更・最重要

裁判所・日付	最高裁判所大法廷 令和 2 年 11 月 25 日 （全員一致）	 新日本法規 解説記事
事件の種類	地方議会議員に対する出席停止 23 日間の懲罰処分取消等請求	
結 論	出席停止処分の適否は「常に」司法審査の対象となる（昭和 35 年判決を変更）※「常に」は出席停止処分に限定した判示	

参照法令	地方自治法 133 条・135 条、憲法 32 条	
------	---------------------------	--

■ 判決変更の核心——「議員の中核的活動」論

最高裁は「出席停止となると議員としての中核的活動ができなくなる」という点を重視し、議会の自主的な判断に委ねることはできないとして昭和 35 年判決を変更した（全員一致）。ただし「常に司法審査の対象」という判示は出席停止処分に限定したものであり、裁量権の逸脱・濫用がある場合に限り違法となるという留保も付されている。

■ 判旨の要点

昭和 35 年大法廷判決（山北村判決）を明示的に変更。「出席停止の懲罰の適否は、常に裁判所の司法審査の対象となる」と判示。

議員は住民の代表として選挙で選ばれており、出席停止によって「議員としての中核的活動」——審議・採決への参加——が奪われる。これは議会内部にとどまらず、住民の代表権にも影響する重大な問題である。

懲罰の実体判断には議会の裁量が認められるが、裁量権の逸脱・濫用がある場合は違法となる。

宇賀裁判官の補足意見では「議会の自律性は裁量権の余地を大きくする方向に作用する」と述べ、議会への一定の尊重も示している。

■ 政治倫理条例との関連（本判決の射程——極めて重要）

この判決の論理は「出席停止」に限定されない。「議員の中核的活動を阻害する行為」であれば、その形式を問わず司法審査の対象となりうる、という原則を示したものである。

政治倫理条例によって議員の言論・調査活動・議会活動を広く縛るような運用がなされた場合、それが「議員の中核的活動の阻害」に当たるとして、裁判所の審査対象となりうる。

条例の制定にあたっては、その目的が正当な政治倫理の確保にとどまっているか、議員の正当な政治活動・議会活動を萎縮・制約しないかを慎重に検討する必要がある。適正な設計は議会自身を訴訟リスクから守ることにもつながる。

【判例 3】最判平成 19 年（名張市議員嚴重注意・国家賠償事件）

裁判所・日付	最高裁判所 平成 19 年（上告審）	 判例解説 全文掲載
事件の種類	市議会運営委員会による嚴重注意処分・公表に対する国家賠償請求	
結 論	名誉権侵害を理由とする国家賠償訴訟は「法律上の争訟」にあたり適法	
参照法令	国家賠償法 1 条 1 項、憲法 32 条	

■ 判旨の要点

視察旅行への参加拒否を理由に市議会運営委員会から「嚴重注意処分」を受け公表された議員が名誉毀損として国家賠償を請求した事案。

第 2 審（藤山雅行裁判長）は「名誉権という私権侵害を理由とする国賠請求は、議会の自律的決定の是非を直接問うものではない」として法律上の争訟に当たると判断。

議会内の自律的決定であっても、それが外部に公表されて議員の名誉権を侵害する場合は、国家賠償訴訟による救済が認められうる。

■ 政治倫理条例との関連

政倫審の調査結果・勧告内容を「議会だより」や公式サイトで公表する際、事実関係の誤りや過重な表現があれば名誉毀損による国家賠償責任を負うリスクがある。条例に公表手続・事実確認プロセスを明文化する必要性を示す判例。

【判例 4】仙台高裁令和 4 年 6 月 1 日判決（石巻市議会出席停止・損害賠償請求控訴事件）

裁判所・日付	仙台高等裁判所 令和 4 年 6 月 1 日 令和 3 年(ネ)第 174 号
事件の種類	市議会議員に対する 8 日間出席停止懲罰＋「議会だより」全戸配布に対する損害賠償請求
結 論	原判決変更・一部認容。国家賠償法 1 条 1 項に基づく損害賠償責任を認定
参照法令	国家賠償法 1 条 1 項、地方自治法 132 条

出典：判例自治 505 号 15 頁（仙台高裁令和 4 年 6 月 1 日判決・損害賠償請求控訴事件） ※原資料は国立国会図書館にて入手

■ 判旨の要点

「8 日間の出席停止懲罰」について、懲罰対象行為の一部は事実上の基礎を欠き、一部は評価が著しく不当。懲罰内容も不相当に過重で裁量権の範囲を逸脱・濫用と認定。

懲罰の事実を記載した「議会だより」を市の全戸に配布したことは、X の名誉を毀損するものであり違法と判断。

①処分自体の裁量逸脱と②「議会だより」による全戸配布という「二重の違法性」を認定。市（Y）に国家賠償法 1 条 1 項に基づく損害賠償責任を認めた。

■ 政治倫理条例との関連

本判決は、政倫審運用における二重のリスクを具体的に示す。処分の実体的妥当性（事実認定・裁量の適正）と、結果の公表方法（議会だよりへの掲載等）の双方で違法となりうる。条例には、調査の適正手続・

公表範囲の限定・議員への弁明機会の付与を規定することが不可欠。

【まとめ】判例の流れと条例設計への示唆

No	判決	司法審査の動向	条例設計のポイント
1	最大判昭和 35 年（山北村事件）	除名のみ対象	部分社会の法理。軽微な懲罰は議会の自律権の範囲とされた
2	最大判令和 2 年（岩沼市事件）★	審査範囲を拡大	出席停止処分は常に司法審査対象。「中核的活動阻害」論は条例設計にも及ぶ。慎重な判断が必要
3	最判平成 19 年（名張市事件）	国賠訴訟は適法	公表行為による名誉侵害は国家賠償の対象。公表手続の明文化が必要
4	仙台高裁令和 4 年（石巻市事件）	処分＋公表が違法	事実誤認の処分＋議会だより配布で二重の違法。具体的なリスクを示す

■ 令和 2 年判決の射程——政治倫理条例設計への直接的含意

「常に司法審査の対象」という判示は出席停止処分に限定される。ただし、その根拠である「中核的活動の阻害」論は、条例による制約等にも及ぶ可能性があり、議員の中核的活動を阻害する条例制定は極めて慎重な判断が求められる。

政倫審が議員の言論・質問権・議会活動を広く縛る運用をした場合、「中核的活動の阻害」として取消訴訟・国家賠償訴訟の対象となるリスクがある。

条例の規律範囲は「利害関係回避・資産公開・倫理基準の遵守」に明確に限定し、議員の正当な政治活動・議会活動まで萎縮させないように設計する必要がある。

■ 条例に盛り込むべき手続的保障（判例から導かれる要請）

- ① 審査対象事実の特定と証拠に基づく認定プロセスの明文化（裁量逸脱・事実誤認の防止）
- ② 被審査議員への事前通知・弁明・証拠提出の機会の保障
- ③ 審査結果・勧告内容の公表範囲・表現の明確化（「議会だより」等への掲載基準）
- ④ 勧告の段階的措置（注意・勧告・議会への報告）による比例原則の確保
- ⑤ 審査手続の記録保存と議員への結果通知手続

【議員政治倫理条例（案）に対する修正提案及び意見】 立憲民主党案

■第 3 条第 9 号

【原文】

事実と異なり、又は社会通念上適切でない情報の流布を避けるよう配慮すること。

【修文案】

事実と異なる情報の流布を避けるよう配慮すること。

【理由】

「社会通念上適切でない情報」という文言は解釈の幅が広く、法令解釈、政策論争及び少数意見の表明まで対象となるおそれがある。

政治倫理条例は審査及び措置を伴う制度であることから、対象となる行為は可能な限り明確に整理されるべきである。

一方で、事実と反する情報の流布を防止する趣旨については理解できることから、その趣旨を残しつつ文言を整理することが望ましいと考える。

■第 3 条第 11 号

【原文】

互いの活動の尊重及び円滑な議会運営の観点から、定刻遵守を旨とし、やむを得ず本会議又は委員会に遅刻又は欠席する場合は、議会規則その他の規律に従い届出を行うこと。

【修文案】

削除

【理由】

本号は政治倫理事項というよりも、議会運営及び会議規則に関する事項であると考ええる。

遅刻や欠席に関する取扱いは、会議規則及び議会運営上のルールとして整理することが適当であり、政治倫理条例に規定することは、政治倫理と議会運営事項との区分を不明確にするおそれがある。

また、このような事項を政治倫理基準として規定することは、かえって議会の品位にも関わるものと考ええる。

■第 3 条第 12 号

【原文】

電子計算機を使用する場合は、議長が別に定める基準に従うこと。

【修文案】

削除

【理由】

電子機器の使用については、既に会議規則及び運用基準により整理することが可能である。

また、本号は何が政治倫理上問題となる行為であるのかが条例本文から読み取れず、実質的に議長が定める基準に委ねる内容となっている。

政治倫理条例は審査及び措置を伴う制度であることから、対象行為は条例上明確に整理されるべきであり、本号は運用基準又は申し合わせ事項として整理することが適当であると考ええる。

■第 4 条第 2 項

【原文】

審査の請求を行う議員 3 人のうち 2 人以上は異なる会派に属する議員でなければならない。この場合において、会派に属さない議員は、その全員をもって 1 の会派とみなす。

【意見】

会派に属さない議員をその全員で 1 会派とみなす理由及び制度趣旨について、より明確な整理が必要ではないかと考える。

特に、無会派議員が複数存在する場合において、それぞれの政治的立場や活動実態が異なる場合も想定されることから、制度の公平性の観点から検討を求める。

また、審査請求制度は政治的対立の解決手段ではなく、政治倫理違反行為に対応する制度であることから、人数要件及び会派要件についても、制度の濫用防止及び公平性確保の観点から引き続き整理を行うべきと考える。

■新規追加提案

【第 3 条に追加】

2 前項各号の解釈及び運用に当たっては、議員による正当な行政監視、政策提言、調査活動、質疑及び討論を不当に制限することがあってはならない。

【理由】

職員に対する圧迫的言動や人格的攻撃等への対応は必要である一方、議会の本質的機能である行政監視、政策提言、調査活動、質疑及び討論を萎縮させてはならない。

そのため、正当な議員活動との区分を明確にし、本条例の解釈及び運用に当たって必要な視点を明示するため。

【追加検討事項】

他自治体においては、市民による政治倫理審査請求制度を設けている事例も見られる。

政治倫理条例は、市民からの信頼確保を目的とする制度であることから、本市においても、市民参加の在り方や審査請求制度の在り方について、今後研究及び検討を行う余地があるのではないかと考える。

なお、制度導入に当たっては、政治的利用や制度の濫用を防止する観点から、請求要件や審査手続について慎重な整理が必要であると考ええる。

【会派意見】

本条例案については、議会及び議員に対する市民の信頼確保という目的について理解するものである。

一方で、政治倫理条例は議員に対する審査及び措置を伴う制度である以上、その対象となる行為は可能な限り明確に整理されるべきである。

本条例案を確認すると、政治倫理として整理すべき事項と、議会運営、会議規則又は運用基準で整理すべき事項が一部混在しているようにも見受けられる。

また、本市議会では、正副委員長を対象とした議事整理権及び秩序保持権に関する説明会が実施され、委員会運営に関する整理も行われている。

政治倫理条例は、議員の倫理意識の向上を図るものである一方、議会運営に関する課題については、既存の議事整理権及び秩序保持権の適切な運用によって対応すべき部分もあると考える。

そのため、本条例案の検討に当たっては、条例制定のみをもって課題解決とするのではなく、既存制度の運用状況についても併せて検証し、議会全体として実効性を確保していくことが重要であると考ええる。

さらに、本条例案については、議会内部のみで議論を完結させるのではなく、地方自治法、議会運営、人権及びハラスメント対応等に専門的知見を有する外部有識者の意見も参考にしながら、客観性及び実効性を備えた制度として整理していくことが望ましいと考える。

【資料 2－2】

議員に求められる政治倫理は、本来、条例によって与えられるものではなく、議員一人ひとりの自律的な行動と自覚によって支えられるべきものである。条例や審査制度は、その自律性を補完するための仕組みであり、条例を制定すること自体が目的となつてはならない。

その上で、本条例については、形式的な制度整備にとどまることなく、他自治体から見ても説明可能であり、市民からも信頼される制度となるよう、引き続き十分な検討を求めるものである。

大和市議会議員政治倫理条例（大和維新× i R A I S E 案）

（目的）

第 1 条 この条例は、大和市議会議員（以下「議員」という。）が市民の信頼に最大限応えるため、議員の責務、政治倫理基準、違反行為等に対する審査等について定めることにより、議員による高潔かつ公正な活動を促し、もって大和市議会基本条例（平成 25 年大和市条例第 21 号）の趣旨の実現に寄与することを目的とする。この条例において「違反行為等」とは、第 4 条に規定する政治倫理基準に違反する行為をいう。

（議員の責務）

第 2 条 議員は、市民の負託を重んじ、自己の利益よりも公共の福祉を優先し、公人としての自覚及び責任を持って、誠実に職務を遂行しなければならない。

2 議員は、第 4 条に規定する政治倫理基準に違反する事実又は行為があるとの疑惑を招いたときは、速やかに、及び真摯かつ誠実に、当該事実又は行為の真相を明らかにするとともに、議員としての説明責任を果たさなければならない。

3 市民は、主権者であるという自覚を持ち、議員に対し、その地位による影響力 を不正に行使させるような働きかけを行ってはならない

（宣誓書の提出）

第 3 条 議員は、この条例を遵守する旨の宣誓を行うものとし、議員の任期開始の日から 30 日以内に、別に定める宣誓書を議長に提出しなければならない。

（政治倫理基準）

第 4 条 議員は、次に掲げる政治倫理に関する基準（以下「政治倫理基準」という。）を遵守しなければならない。

- (1) 市民全体の代表者として、品位及び名誉を損なう行為により市民の議会に対する

信頼を損ねないこと。

(2) 議員の地位を利用して、公正を害する金品の授受を行わないこと。

(3) 本市若しくは本市から当該権限を委任されたものが行う許認可等の処分若しくは行政指導又は本市（本市の出資法人（大和市自治基本条例（平成 16 年大和市条例第 16 号）第 25 条に規定する法人をいう。）を含む。次号及び第 5 号において同じ。）が締結する請負その他の契約に関し、不正な利益を図る目的で、特定の個人、企業、団体等に対して有利又は不利となる働きかけをしないこと。

(4) 本市の職員の公正な職務執行を妨げ、本市の職員の権限又は地位による影響力を不正に行使することを求める働きかけをしないこと。

(5) 本市の職員の採用、昇任、配置換えその他人事管理に対して、職務上正当な理由なく議員の地位による影響力を行使しないこと。

(6) 政治的若しくは道義的な批判を受けるおそれのある寄附を受け、又は政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条第 2 項に規定する資金管理団体及び公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 199 条の 5 第 1 項に規定する後援団体に同様の寄附を受けさせないこと。

(7) 議会内での地位又は議員としての地位を利用して、何人に対してもハラスメントその他人権を侵害し、又は人権を侵害するおそれのある言動をとらないこと。

(8) 職務上知り得た情報を不当な目的のために使用しないこと。

（審査の請求）

第 5 条 公職選挙法第 22 条第 1 項又は第 3 項の規定により選挙人名簿の登録が行われた日において大和市の選挙人名簿に登録されている者（以下「選挙権を有する市民」という。）又は議員は、議員が第 4 条に規定する政治倫理基準に違反していると疑うときは、選挙権を有する市民にあっては、その総数の 500 分の 1 以上の者の署名により、議員にあっては、大和市議会の議員の定数を定める条例に規定する議員の定数の 4 分の 1 以上の者の署名により、議長に対し審査の請求（以下「審査請求」という。）をすることができる。この場合に

において、当該審査請求をした者を「請求者」という。

2 前項の規定により議員が審査請求をする場合は、署名する議員は2以上の異なる会派（大和市議会政務活動費交付条例に規定する会派をいう。）に属する者で構成されていなければならない。会派に属さない議員は、その全員をもって1の会派とみなす。

3 審査請求は、当該違反行為等を行ったとされる議員の任期中（当該違反行為等があった日の属する任期中に限る。）に行わなければならない。ただし、任期満了又は任期中の議会の解散に伴う選挙において当該議員が再選されたときは、当該違反行為等があった日から3年以内に限り、審査請求をすることができる。

4 審査請求は、審査の対象となった議員（以下「審査対象議員」という。）の任期の開始前に行われた行為を対象とすることはできない。

（議会運営委員会への意見聴取等）

第6条 議長は、審査の請求があったときは、速やかに当該審査の請求の適否について議会運営委員会に意見を求めるものとする。

2 議会運営委員会は、前項の規定により意見を求められたときは、当該審査の請求が前条に規定する要件を満たすか否かを審議し、その結果を議長に報告する。

3 当該審査の請求者及び当該審査の請求に係る違反行為等を行った審査対象議員が議会運営委員会の委員である場合は、当該委員は前項の規定による審議に加わることはできない。

（審査の請求の却下）

第7条 議長は、前条第2項の規定により要件を満たさないとの報告を受けたときは、当該審査の請求を却下するものとする。この場合においては、請求者及び審査対象議員に対し、その旨を通知するものとする。

2 当該審査の請求のあった日から特別委員会が審査の結果を本会議に報告するまでの間に審査対象議員が議員の職を失ったとき（任期満了等に伴う選挙で当該議員が再選されたときを除く。）も、前項と同様とする。

(特別委員会の設置)

第 8 条 議長は、第 6 条第 2 項の規定により当該審査の請求が要件を満たすとの報告を受けたときは、速やかに特別委員会の設置を本会議に付議するものとする。

2 特別委員会は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条の規定に基づき、議員をもって組織する。

3 審査対象議員は、特別委員会の委員となることができない。

(特別委員会の審査等)

第 9 条 特別委員会は、違反行為等の存否について審査し、及び違反行為等を認定した場合の講ずべき措置について本会議に報告するものとする。

2 特別委員会は、審査対象議員に弁明の機会を与えなければならない。

3 特別委員会は、審査対象議員その他審査のために必要があると認める者に対し、事情を聴取し、資料の提出を求め、その他必要な調査を行うことができる。

4 特別委員会は、審査を行うため必要と認めるときは、参考人を招致し意見を聴くことができる。

5 特別委員会の会議は、公開とする。ただし、委員長は、特別委員会に諮って会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(議員の協力義務)

第 10 条 議員は、前条第 3 項の規定による特別委員会からの調査を受けたときは、誠実に協力しなければならない。

(審査結果の報告及び通知)

第 11 条 特別委員会は、設置の日から起算して 90 日を経過する日までに審査の結果を本会議に報告しなければならない。ただし、やむを得ない理由により期限までに報告できない場合は、30 日を限度として期間を延長することができる。

【資料 2－2】

2 特別委員会は、審査対象議員の違反行為等を認定した場合は、当該審査対象議員に対し次の各号のいずれかの措置を講ずるべきかを協議し、前項の審査結果に意見として添えるものとする。

- (1) 議員辞職の勧告
- (2) 議会の役職停止勧告
- (3) 一定期間の出席停止勧告
- (4) 議場における謝罪要求
- (5) 警告及び政治倫理基準を遵守する旨の誓約書の提出要求

3 議長は、第 1 項の規定により審査の結果（前項の規定により意見が添えられた場合は当該意見を含む。以下「審査結果等」という。）の報告を受けたときは、速やかにその内容を審査対象議員及び請求者に通知するものとする。

（審査結果等に対する再弁明）

第 12 条 審査対象議員は、前条第 3 項の規定により審査結果等の通知を受けたときは、議長に対し、当該通知を受けた日の翌日から起算して 14 日以内に、当該審査結果等について書面による再弁明を行うことができる。

（審査結果等の公表）

第 13 条 議長は、第 11 条第 1 項の規定により特別委員会から審査結果等の報告を受けたときは、第 12 条の再弁明期間を経過した後速やかにその内容を公表するものとする。この場合において、再弁明があったときは、当該再弁明の要旨を併せて公表するものとする。

（審査対象議員に対する措置）

第 14 条 議会は、第 11 条第 2 項に規定する特別委員会からの意見に基づき、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講じなければならない。ただし、措置を講じようとしたときに、審査対象議員が議員の職を失っている場合は、この限りでな

い。

2 議長は、前項の措置を講じたときは、その旨を公表しなければならない。

（議長の職務の代理）

第 15 条 議長が違反行為等を行い、他の者がこれに対する審査の請求を行うときは、この条例に規定する議長の職務に限り、副議長がその職務を代理するものとする。

2 議長及び副議長がともに違反行為等を行い、他の者がこれに対する審査の請求を行うときは、この条例に規定する議長の職務に限り、仮議長がその職務を代理するものとする。

3 前項の仮議長の選出については、地方自治法第 106 条第 2 項及び第 107 条の規定を準用する。

（委任）

第 16 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和〇年〇月〇日から施行する。

（経過措置）

2 第 5 条から第 15 条までの規定は、この条例の施行の日以後になされた違反行為等について適用する。

（逐条解説の作成）

3 議長は、この条例の施行後、条例の解釈及び運用の 指針となる逐条解説を作成し、公表するよう努めるものとする。

比較用

大和市議会議員政治倫理条例（大和維新× i R A I S E 案）

（目的）

第 1 条 この条例は、大和市議会議員（以下「議員」という。）が市民の信頼に最大限応えるため、議員の責務、政治倫理基準、違反行為等に対する審査等について定めることにより、議員による高潔かつ公正な活動を促し、もって大和市議会基本条例（平成 25 年大和市条例第 21 号）の趣旨の実現に寄与することを目的とする。この条例において「違反行為等」とは、第 4 条に規定する政治倫理基準に違反する行為をいう。

（議員の責務）

第 2 条 議員は、市民の負託を重んじ、自己の利益よりも公共の福祉を優先し、公人としての自覚及び責任を持って、誠実に職務を遂行しなければならない。

2 議員は、第 4 条に規定する政治倫理基準に違反する事実又は行為があるとの疑惑を招いたときは、速やかに、及び真摯かつ誠実に、当該事実又は行為の真相を明らかにするとともに、議員としての説明責任を果たさなければならない。

→第 4 条に変更

4 市民は、主権者であるという自覚を持ち、議員に対し、その地位による響力 を不正に行使させるような働きかけを行ってはならない

→新設

（宣誓書の提出）

第 3 条 議員は、この条例を遵守する旨の宣誓を行うものとし、議員の任期開始の日から 30 日以内に、別に定める宣誓書を議長に提出しなければならない。

→新設

（政治倫理基準）

第 4 条 議員は、次に掲げる政治倫理に関する基準（以下「政治倫理基準」という。）を遵守しなければならない。

- (1) 市民全体の代表者として、品位及び名誉を損なう行為により市民の議会に対する信頼を損ねないこと。
- (2) 議員の地位を利用して、公正を害する金品の授受を行わないこと。
- (3) 本市若しくは本市から当該権限を委任されたものが行う許認可等の処分若しくは行政指導又は本市（本市の出資法人（大和市自治基本条例（平成 16 年大和市条例第 16 号）第 25 条に規定する法人をいう。）を含む。次号及び第 5 号において同じ。）が締結する請負その他の契約に関し、不正な利益を図る目的で、特定の個人、企業、団体等に対して有利又は不利となる働きかけをしないこと。
- (4) 本市の職員の公正な職務執行を妨げ、本市の職員の権限又は地位による影響力を不正に行使することを求める働きかけをしないこと。
- (5) 本市の職員の採用、昇任、配置換えその他人事管理に対して、職務上正当な理由なく議員の地位による影響力を行使しないこと。
- (6) 政治的若しくは道義的な批判を受けるおそれのある寄附を受け、又は政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条第 2 項に規定する資金管理団体及び公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 199 条の 5 第 1 項に規定する後援団体に同様の寄附を受けさせないこと。
- (7) 議会内での地位又は議員としての地位を利用して、何人に対してもハラスメントその他人権を侵害し、又は人権を侵害するおそれのある言動をとらないこと。
- (8) 職務上知り得た情報を不当な目的のために使用しないこと。

→ (3) に追加 (8) は繰上げ

→ 原案 (8) (9) (11) (12) 削除

（審査の請求）

第 5 条 公職選挙法第 22 条第 1 項又は第 3 項の規定により選挙人名簿の登録が行われた日

【資料 2－2】

において大和市の選挙人名簿に登録されている者（以下「選挙権を有する市民」という。）又は議員は、議員が第4条に規定する政治倫理基準に違反していると疑うときは、選挙権を有する市民にあっては、その総数の **500 分の 1 以上の者の署名**により、議員にあっては、大和市議会の議員の定数を定める条例に規定する議員の **定数の 4 分の 1 以上の者の署名**により、議長に対し審査の請求（以下「審査請求」という。）をすることができる。この場合において、当該審査請求をした者を「請求者」という。

2 前項の規定により議員が審査請求をする場合は、署名する議員は2以上の異なる会派（大和市議会政務活動費交付条例に規定する会派をいう。）に属する者で構成されていなければならない。会派に属さない議員は、その全員をもって1の会派とみなす。

3 審査請求は、当該違反行為等を行ったとされる議員の任期中（当該違反行為等があった日の属する任期中に限る。）に行わなければならない。ただし、任期満了又は任期中の議会の解散に伴う選挙において当該議員が再選されたときは、当該違反行為等があった日から3年以内に限り、審査請求をすることができる。

4 審査請求は、審査の対象となった議員（以下「審査対象議員」という。）の任期の開始前に行われた行為を対象とすることはできない。

→市民の請求権の追加、請求要件の変更

（議会運営委員会への意見聴取等）

第6条 議長は、審査の請求があったときは、速やかに当該審査の請求の適否について議会運営委員会に意見を求めるものとする。

2 議会運営委員会は、前項の規定により意見を求められたときは、当該審査の請求が前条に規定する要件を満たすか否かを審議し、その結果を議長に報告する。

3 当該審査の請求者及び当該審査の請求に係る違反行為等を行った審査対象議員が議会運営委員会の委員である場合は、当該委員は前項の規定による審議に加わることはできない。

（審査の請求の却下）

【資料 2－2】

第 7 条 議長は、前条第 2 項の規定により要件を満たさないとの報告を受けたときは、当該審査の請求を却下するものとする。この場合においては、請求者及び審査対象議員に対し、その旨を通知するものとする。

2 当該審査の請求のあった日から特別委員会が審査の結果を本会議に報告するまでの間に審査対象議員が議員の職を失ったとき（任期満了等に伴う選挙で当該議員が再選されたときを除く。）も、前項と同様とする。

（特別委員会の設置）

第 8 条 議長は、第 6 条第 2 項の規定により当該審査の請求が要件を満たすとの報告を受けたときは、速やかに特別委員会の設置を本会議に付議するものとする。

2 特別委員会は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条の規定に基づき、議員をもって組織する。

3 審査対象議員は、特別委員会の委員となることができない。

→地方自治法 109 条を根拠にした特別委員会に変更

（特別委員会の審査等）

第 9 条 特別委員会は、違反行為等の存否について審査し、及び違反行為等を認定した場合の講ずべき措置について本会議に報告するものとする。

2 特別委員会は、審査対象議員に弁明の機会を与えなければならない。

3 特別委員会は、審査対象議員その他審査のために必要があると認める者に対し、事情を聴取し、資料の提出を求め、その他必要な調査を行うことができる。

4 特別委員会は、審査を行うため必要と認めるときは、参考人を招致し意見を聴くことができる。

5 特別委員会の会議は、公開とする。ただし、委員長は、特別委員会に諮って会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

→全体を地方自治法に合わせて変更

（議員の協力義務）

第 10 条 議員は、前条第 3 項の規定による特別委員会からの調査を受けたときは、誠実に協力しなければならない。

（審査結果の報告及び通知）

第 11 条 特別委員会は、設置の日から起算して 90 日を経過する日までに審査の結果を本会議に報告しなければならない。ただし、やむを得ない理由により期限までに報告できない場合は、30 日を限度として期間を延長することができる。

2 特別委員会は、審査対象議員の違反行為等を認定した場合は、当該審査対象議員に対し次の各号のいずれかの措置を講ずるべきかを協議し、前項の審査結果に意見として添えるものとする。

- （1）議員辞職の勧告
- （2）議会の役職停止勧告
- （3）一定期間の出席停止勧告
- （4）議場における謝罪要求
- （5）警告及び政治倫理基準を遵守する旨の誓約書の提出要求

3 議長は、第 1 項の規定により審査の結果（前項の規定により意見が添えられた場合は当該意見を含む。以下「審査結果等」という。）の報告を受けたときは、速やかにその内容を審査対象議員及び請求者に通知するものとする。

（審査結果等に対する再弁明）

第 12 条 審査対象議員は、前条第 3 項の規定により審査結果等の通知を受けたときは、議長に対し、当該通知を受けた日の翌日から起算して 14 日以内に、当該審査結果等について書面による再弁明を行うことができる。

（審査結果等の公表）

【資料 2－2】

第 13 条 議長は、**第 11 条第 1 項の規定**により特別委員会から審査結果等の報告を受けたときは、第 12 条の再弁明期間を経過した後速やかにその内容を公表するものとする。この場合において、再弁明があったときは、当該再弁明の要旨を併せて公表するものとする。

（審査対象議員に対する措置）

第 14 条 議会は、第 11 条第 2 項に規定する特別委員会からの意見に基づき、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講じなければならない。ただし、措置を講じようとしたときに、審査対象議員が議員の職を失っている場合は、この限りでない。

2 議長は、前項の措置を講じたときは、その旨を公表しなければならない。

（議長の職務の代理）

第 15 条 議長が違反行為等を行い、**他の者が**これに対する審査の請求を行うときは、この条例に規定する議長の職務に限り、副議長がその職務を代理するものとする。

2 議長及び副議長がともに違反行為等を行い、他の者がこれに対する審査の請求を行うときは、この条例に規定する議長の職務に限り、仮議長がその職務を代理するものとする。

3 前項の仮議長の選出については、地方自治法第 106 条第 2 項及び第 107 条の規定を準用する。

（委任）

第 16 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和○年○月○日から施行する。

(経過措置)

2 第 5 条から第 15 条までの規定は、この条例の施行の日以後になされた違反行為等について適用する。

(逐条解説の作成)

3 議長は、この条例の施行後、条例の解釈及び運用の 指針となる逐条解説を作成し、公表するよう努めるものとする。